

令和 5 年 監 査 公 表 第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項の規定に基づき実施した令和 4 年度定期監査（市民生活部）の結果について、同条第 9 項の規定により公表する。

令和 5 年 1 月 6 日

大野城市監査委員 中 村 明 彦

大野城市監査委員 田 中 健 一

1. 監査の概要

(1) 監査の対象

市民生活部（総合窓口センター、市税課、納税課、国保年金課、
人権男女共同参画課）

(2) 監査の範囲

令和4年度（令和4年9月末現在）における事務の執行及び事業の管理

(3) 監査の期間

令和4年10月14日（金）～ 令和4年12月26日（月）

11月14日（月）定期監査に関する協議

11月15日（火）総合窓口センター、市税課

11月16日（水）納税課、国保年金課

11月17日（木）人権男女共同参画課、備品検査

12月26日（月）講評

(4) 監査の方法

今回の監査にあたっては、あらかじめ対象課に予算執行状況等の資料の提出を求め、計数の照合確認を行い、各課が担当する事務事業が当初の目的に沿って、適時・適正に運営されているかどうかの監査を行うとともに、備品検査も併せて実施した。

[提出資料]

- (1) 事務分掌表
- (2) 主要な事務事業
- (3) 歳入予算執行状況調べ
- (4) 歳出予算執行状況調べ
- (5) 食糧費に関する調べ
- (6) 予備費支出及び流用額明細表
- (7) 公有財産調べ（土地・建物）
- (8) 公有財産購入一覧表
- (9) 備品購入一覧表
- (10) 負担金・補助金・交付金に関する調べ
- (11) 工事台帳
- (12) 委託料調べ
- (13) 使用料及び賃貸借契約調べ
- (14) 有償借地契約調書

- (15) 債務負担行為に関する調べ
- (16) 旅行命令簿及び復命書調べ
- (17) 備品台帳

2. 監査の結果

監査対象課における事務の執行及び事業の管理は、概ね適正に執行されていると認められた。

3. 報告事項

今回の監査では、令和4年9月30日現在における予算の執行状況、事業の成果及び実績について、共通調査事項と個別調査事項に分けて実施した。

[共通調査事項]

- (1) 令和4年度各課が分掌する事務の概要について
- (2) 令和4年度主要施策事業の進捗状況について
- (3) 令和4年度歳入・歳出予算の執行状況について
- (4) 備品管理状況（備品検査）について

以上の事項の調査の結果、各課の令和4年度主要施策事業の進捗状況は、概ね堅実な運営がなされていると認められた。また、財務事務の処理においても概ね適正であると認められた。備品管理は、事務処理及び管理状態ともに概ね適正であると認められた。

[個別調査事項]

各課の個別調査事項及び結果については、次のとおりである。

【総合窓口センター】

〈歳入について〉

- (1) 中長期在留者住居地届出等事務委託金

〈歳出について〉

- (1) 郵便小為替購入手数料

〈委託料調べについて〉

- (1) 総合窓口支援業務委託料（令和4年8月分）
- (2) 電算端末操作業務委託料（令和4年8月分）

以上の個別調査事項に関し、説明を受け、関係書類により内容を確認したところ、概ね適正であると認められた。

【市税課】

〈負担金、補助金、交付金に関する調べについて〉

- (1) 地方税共同機構負担金

〈委託料調べについて〉

- (1) 令和4年度（普通徴収）市県民税納税通知書封入封緘業務

〈使用料及び賃貸借契約調べについて〉

- (1) インターネット登記情報提供サービス使用料（8月分）

以上の個別調査事項に関し、説明を受け、関係書類により内容を確認したところ、概ね適正であると認められた。

【納税課】

〈歳出について〉

- (1) 大野城市職員等公金運送保険（令和4年5月25日～令和5年5月24日分）
- (2) 配当割株式譲渡割還付金

〈委託料調べについて〉

- (1) 市税等収納代行業務（単価契約）第4回・令和4年7月分

〈使用料及び賃貸借契約調べについて〉

- (1) 地方税共通電子納税システム使用料（令和4年度8月分）

以上の個別調査事項に関し、説明を受け、関係書類により内容を確認したところ、概ね適正であると認められた。

【国保年金課】

〈歳出について〉

- (1) 後期高齢者医療保険料納付書綴

〈委託料調べについて〉

- (1) 22 国民健康保険被保険者証印刷・封入封緘等業務
- (2) 国民健康保険申請受付等業務（R 4. 8月分）
- (3) 令和4年度後期高齢者医療保険料額決定通知書（当初）等封入封緘等業務

以上の個別調査事項に関し、説明を受け、関係書類により内容を確認したところ、概ね適正であると認められた。

【人権男女共同参画課】

〈歳出について〉

- (1) 苦情処理委員報酬(苦情処理委員会(4月6日開催分))

(2) 苦情処理委員費用弁償(苦情処理委員会(4月6日開催分))

〈負担金、補助金、交付金に関する調べについて〉

(1) 令和4年度筑紫人権擁護委員協議会補助金

(2) 大野城まどかぴあ指定管理者交付金 第1四半期分 (男女平等推進センターアスカーラ分)

〈委託料調べについて〉

(1) 筑紫地区女性相談業務(ちくし女性ホットライン)8月相談分

以上の個別調査事項に関し、説明を受け、関係書類により内容を確認したところ、概ね適正であると認められた。

各課の個別調査事項についての講評は以上のとおりであり、今回の講評に関して、後日、措置状況の報告を求める特段の重要な事項はないが、特に文書管理については、適切な文書事務を徹底されたい。

なお、監査の過程において行った事務上の指導や改善を求めた事項については対応を図られたい。

4. むすび

定期監査にあたっては、地方自治法第2条第14項に定められている「住民の福祉の増進に努めること」、「最少の経費で最大の効果を挙げること」の趣旨に則ってなされているかという視点で、各事業の根拠、事務処理の進め方、予算の執行・管理、また、事業の実績や効果等について細心の注意を払い実施した。

今回の定期監査では、いずれの課もそれぞれの業務に真摯に取り組まれ、その事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。

市民生活部では、効率的で質の高い窓口サービスの提供に取り組まれ、インターネットを通じて市役所1階の窓口の混雑状況を把握できる仕組みを導入するなど利便性向上に努められていた。また、市の主要財源である市税等の収入を確保するため、適正かつ公正な課税、税負担の公平性を図るための滞納対策が図られていることや、人権教育や啓発への取組と男女共同参画の推進についても、真摯に取り組まれていることを確認した。

今後も、大野城市の特性や独自性を活かしたまちづくりや、市民ニーズに対応した快適なまちづくりの推進に取り組んでいただくことを期待する。